

日本馬術連盟 予防接種実施要領

平成 20 年 4 月 1 日 施行
平成 21 年 4 月 1 日 改正
平成 22 年 6 月 23 日 改正

日本馬術連盟（以下、JEF）登録馬に対する予防接種実施要領を以下のとおり定める。

1. JEF では、JEF 登録馬に対して、原則として軽種馬防疫協議会が定める馬の予防接種要領および FEI 獣医規程の定めにより、馬の予防接種管理を行う。

2. 馬インフルエンザ

(1) JEF 競技会に参加するすべての馬は、基礎接種として初回ワクチン接種を実施してから 21 日以上・2 ヶ月以内に 2 回目のワクチン接種を行い、その後、7 ヶ月以内に最初の補強接種を行い、それ以降は 1 年以内に継続的に補強接種を受けていなければならない。

(2) 競技会等に参加する場合は、競技場へ入厩する 6 ヶ月+21 日以内に補強接種（または基礎接種の 2 回目）を受けていなければならない。

附 則：上記 2.(1)について、2008年 3 月 31 日以前に基礎接種を完了している馬については、基礎接種の後の最初の補強接種は 1 年以内であれば可とする。